

瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言募集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言」(以下「宣言」という。)の募集及び優良事業者の表彰を実施するために必要な事項を定め、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業者を広く紹介し、社会的に評価される仕組みを作ることにより、生活と仕事の調和を推進し、事業者の発展及び男女共同参画社会の形成を促進させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、官公庁、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所、工場等対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象事業者)

第3条 宣言を行うことのできる事業者は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が瀬戸市内にあること。
- (2) 従業員の生活と仕事の調和を進めるための取組を実施している、又はこれから実施予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は宣言をすることができない。

- (1) 過去3年間に労働に関する法令その他の各種法令に違反した事業者
- (2) その業態が公序良俗に反している事業者
- (3) 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている事業者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (4) 市税を滞納している事業者

(宣言書の提出)

第4条 宣言を行う事業者は、瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言書(様式第1-1号。以下「宣言書」という。)及び瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言チェックシート(様式第1-2号)を市長に提出するものとする。

2 前項の様式には、記載内容に関する説明資料を書面又は電磁的記録によって添付しなければならない。

(登録証の交付)

第5条 市長は、宣言書を提出した事業者（以下「宣言書提出事業者」という。）が、第3条第1項の規定に該当し、及び同条第2項各号の事業者に該当しない場合は、瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言登録証（様式第2号。以下「宣言登録証」という。）を交付する。

- 2 宣言登録証の交付を受けた事業者は、瀬戸市女性活躍・男女共同参画推進シンボルマーク（様式第3号）をその事業者が発行する印刷物等に表示することができる。

(宣言書の変更)

第6条 宣言書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、瀬戸市ライフ・ワーク・バランス推進宣言事項（変更・廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 事業所の所在地を変更したとき。
- (3) 宣言書に記載した取組内容に変更があったとき。
- (4) 合併、解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(確認調査)

第7条 市長は、宣言書提出事業者に対して聞き取り又は現地調査を実施し、宣言内容の確認を行うことができる。

(宣言書の取り下げ)

第8条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、宣言提出事業者に対し宣言書の取り下げ及び宣言登録証の返還を求めることができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき。
- (2) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は宣言書を提出したときに第3条第2項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

- 2 前項第1号及び第3号の規定により宣言書を取り下げた事業者は、取り下げた日の翌日から起算して3年間は、宣言書を提出することができない。

(表彰)

第9条 市長は、宣言書提出事業者のうち、特に優れた取組を実施している事業者を表彰することができる。

- 2 表彰を受ける事業者の選考は、市長が別に定める選考委員会が行うものとする。

(広報)

第10条 市は、宣言書提出事業者の取組等について、市公式ウェブサイトへの掲出等により普及啓発に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に第5条第1項の規定により交付を受けている改正前の様式第2号は、なおその効力を有する。